

5. フランス共和国 (フランス)

山本真実・宇野由里子

I 保育をめぐる社会的背景

1. 社会環境

1) 乳幼児人口の推移 (L' accueil de la petite enfance p21~22 のまとめ)

20 世紀後半 50 年間の、フランスの乳幼児人口の推移を概観すると、2 つの段階に大きく分かれる。一つは、46 年から 68 年までベビーブームを挟んだ増加期。フランス全体の人口もこの間大きく増加するが、68 年の 0-5 歳人口は 500 万人を超え、全体に占める比率は 10.2% となる。この年を頂点として同階層人口は徐々に減少し、68~96 年の減少期に移行する。ただし、この間全体の人口は増加を続けるため、結果的に 0-5 歳人口の全体に占める割合は 7.5% へと大きく落ち込む。(表 1)

2) 出生率

出生数の状況を見ると、この 10 年間、減少傾向にあるものの、1998 年は 74 万人と、わずかに前年より増加に転じた。出生率について、この数年間の推移を見ると、95 年から 98 年の 3 年間は、大きな動きはないがわずかに上昇している。1998 年の合計特殊出生率は 1.75 人である。(表 2)

3) 0~5 歳の子どもを持つ母親の就業

全体的にみると、6 歳未満の子どもを持つ母親の 3 人のうち 2 人 (67.0%) は、就業している。これを子どもの数、年齢別に詳しく見ると、一番下の子どもが 3 歳未満の 2 人の子どもを持つ母親の就業率は 71.0% だが、3 人以上になると 34% に低下する。子ども一人の場合は 81.1% である。

一番下の子どもが母親学校に入学する 3 歳の場合、カップルで生活する母親の就業率は、3 歳未満で 65% であったものが、3~5 歳で

は 70% と、はっきり上昇する。(表 3)

2. 家族政策

1) 保育政策の位置付け

幼児保育への関わり：家族政策の一つとして

『子どもの数が増えるにつれて親たちがどんどん貧しくなっていくのを見ることより、あじけないものが他にあるのか。子どもの数によって生活に格差があるために、人々はまずまず出産を控えるようになっているのだ』(アルフレッド・ソーヴィ「フランスのためのフランス人」1945 年ル・モンド紙)。この言葉が、フランスの保育政策の理念を顕わしていると言える。ヨーロッパ諸国の中でフランスは家族政策の支出が最も多い国であると言われるが、フランスは二つの目標のもと、幼児保育の政策を発展させてきた。一つは福祉的な政策目標で「家族の育児負担を軽減すること」であり、もう一つは人口政策上のもので、「出生数を維持すること」である。フランスは欧州諸国の中でも少子化対策として手当充実を政策目標として掲げている唯一の国であると言われているゆえんもこのあたりにある。実際に、歴史的な背景からも、出生数の向上を目的としていることを公言しているため、少子化に悩む我が国にいと、こちらの方が大きいように受け取れるが、現実には手当充実を図りながらも、2 歳児の母親学級での受け入れなど教育に軸足を置いた保育施策を実施し、質に関する議論、家族手当公庫による縦断的な幼児保育への関わりを充実させていく等、出生数の向上よりも、家族の良好な状態、子どもを持つ家庭への支援が中心となった政策を実践していると理解できる。

自治体が、貧しい多子家族に補助金を支給することを定めた最初の法律は 1913 年に遡ることができることからわかるように、フランスの家族保護政策の歴史は古い。この政策を行うにあたって 人口政策的見地 (他のヨ

ーロッパ諸国よりも先に出生率が低下したことが国家にとっての脅威と思われた）福祉的見地（子どもの多い家族は保護されるに値する）、経営者的見地（給料を余分に支払うことによって従業員の忠誠心と意欲を高める）の3つの理由があったとされている。この時の思想が現在のフランスにおける家族政策の基盤となっている。

家族政策の制度が構築されたのは両大戦間の時期であった。1939年7月29日の「家族法」はすでに後日の家族政策の大枠を規定していた。この法律は家族手当を一般化し、長子誕生手当と育児専門手当を導入、また子ども数に応じた税制上の優遇措置が定められた。その他、出産奨励と倫理の見地から妊娠中絶禁止措置が強化された。70年代には選択的な政策が取られるようになり、具体的な需要（住宅）や特定の対象（孤児、障害者、片親）のニーズに応えることが目標となった。これらの手当は収入が平均かそれ以下の世帯をおもな対象としていた。今日では大家族と若年世帯が特別に保護の対象として優遇されている。

保育対策の位置付け

フランスの保育政策は、1945年に成立した母子乳幼児保護（PMI）の対策内で実施されてきた。ところが、時代を経てPMIが当初目標としていた乳幼児死亡率は大きく低下し、母子の健康も大幅に改善された。さらに、家族形態やありかたの変化、女性の就業率の向上など、社会的な変化を背景にして、育児の社会化という問題が浮上してきた。このため、全国家族手当金庫は1981年を境にその家族政策を大幅に変更した。

以降80年代から90年代を通じ、左右どちらの政権も保育問題を重要課題の一つに掲げ、保育サービスの充実にむけた制度再編成、改善が実施されてきた。家族問題担当閣外相で

あった社会党のロラン・カタラは1992年¹、「乳幼児政策は2つの側面をもつ。一つは、親の強い関心に応えることと、もう一つは、子どもの保護と成熟を保証することである。」このためには、「施設とサービスの展開が最良と考えられる。」と宣言している。一方UDFフランス民主主義連合よりのシモーヌ・ヴェイユは、社会事業相であった1995年当時、家族に関する法律制定の際、「…最優先となるのは、子どもをもつ親の生活を援助すること」で、そして彼女は、「親が就業と家族生活を両立させることを、さらに助けることは絶対に必要である」と判断している²。

1980以来の就業と育児の両立を目標とする政策は2つの側面をもつ。一つは、子どもを持つ家族への直接援助、そして2つ目は、親の就業条件の柔軟化である。

1. 家族への直接援助

具体的には税制上の優遇措置と、とりわけ特別手当をさす。80年代初めは、出生率の上昇という目標が、子どもの多い家族を特に対象とした一連の政策を誘導した。税制上家族除数が半分加算され、家族補填手当を低所得層に支給するという形で、国が第3子の誕生を直接支援する。このようにして幼児を持つ家族の支援は、所得条件に応じた手当支給のシステムを生み出すが、その目的は出産の奨励ともう一人の子どもにかかる追加費用についての資金的な対応である。1985年から1995年の間に手当は多様化する。

- 1985年：第3児の誕生を契機に退職する親を対象としたAPE教育育児手当が創設される。

¹ Cathala Laurent, 1992, 閉会スピーチ「コミュニオンにおける乳幼児」、第1回議員および地方乳幼児政策担当者全国会議文書（1992年4月14-15日）P.36

² シモーヌ・ヴェイユ「1995年2月記者会見演説」（Le point santé enfance No38, P4）

- 1987年：APEが対象者を拡大し、さらにすべての子どもを持つあるいは誕生を控えた家族を対象としたAPJE幼児手当が3歳の誕生日まで支給される。
- 1991年1992年：AFEAMA認定保育ママ雇用についての家族手当、AGED自宅保育手当創設される。

労働条件の柔軟化

幼児を持つ親の労働と家庭生活がうまく両立するようにするもの。このため、子どもの誕生時の一時的休職を制度化させるため、一連の労働法改正がおこなわれた。この中には、長く母親だけに認められていた育児休業を、性に係わりなく認める、という改正が1983年実施された。1994～1995年に本制度は公務員と雇用人数の大小に抛らず全ての企業に適用されることになった。この制度を利用する親が、休職によって不利な扱いにならないように社会保障も改善された。妊娠中の女性の労働条件も同様に再定義されることになった。

現行の規定立法は、1994年7月25日公布の家族に関連する法律である。当時の社会事業相シモーヌ・ヴェイユが率先し、また国際家族年の機会に、1995～1999年の重要プランが実施された。この計画は、家族への直接援助、親の労働条件、そして幼児の保育サービスに関するものである。ところが、95年の大統領選挙後の政権交代により、この計画は覆されてしまった。しかし、これ以降は、大きな制度立法はなされていない。

1994年の法律は、数々の重要な変更をもたらした。直接援助に関しては、第2子の誕生を機にどちらかの親が退職するケースも含め、すべての家族にAPE支給対象が拡大された。この決定は、子どもの教育専念を理由とした母親の退職を促すという点で、母親の給料に

についての議論を復活させた。本制度はパートタイムへと就業時間を短縮したケースについても適応された。

一方で、育児手当額も見直された。AGED額が上がり、また対象が3歳までであったのが6歳まで対象が拡大された。本施策により、親は保育費用の7割を、国の負担にさせることができる。親の支援対策とともに、失業対策が重要になっていた状況で、この政策が保育分野での雇用を拡大させることにもなった。AFEAMAについては、保育ママにかかる総費用の7割がカバーできるよう、その額が引き上げられた。

これらの変更は、当然ながら、幼児の個人的保育にも影響を与える。これら手当の再評価とともに、集団保育形態と個人保育形態との間の競争が激しくなる。つまり、第三者（自宅預かり、保育ママ）の雇用を優先することは、集団保育施設の状況を弱体化させ、合法的な手当の自動的再評価を除いて、この集団保育の利用者への具体的な配慮が何もなされていないことになる。

他にも、家族事情を理由とした休暇は拡大される。2つの基本的形態が目指された。つまり、育児休業がすべての給与所得者が対象となり、子どもの病気時休暇は、給与所得者の親ひとりについて、年最低3日の権利が合法とされた。

家族に関する法改正の最後の側面として、保育サービスの展開があげられる。これは、各地域の集団施設に直接援助するもので、予算を増大させたCAF家族手当金庫が間に入る。この予算により、1999年新たに10万人の定員創設が可能となった。

1995年の政策変更と政府の新しい選択肢は、この法律が基になる手段を実質的に変更させた。緊縮予算と福祉会計の適正化という政治的背景は、アラン・ジュペ内閣を社会福祉および家族割り当て予算の縮小という政策に導いた。AGED,AFEAMA（自宅保育費用補

助政策)といった、雇用創造が可能な手段が維持されるなら、手当て支給額そのものは低下方向へ見直されるだろう。集団保育サービス展開のための予算額も然りである。歳出緊縮の政策ロジックは、1994年に決定された数々の方向性に終止符を打つことになった。

1997年の政権交代にともない、重要な変更が検討された。リオネル・ジョスパン首相は最初の所信表明の際、家族手当の支給条件の変更検討を述べた。この選択は、最適再配分の配慮に応えながら、主要な家族運動と同様、フランスの政治家階層の多数派に反対する活発な議論を呼び起こした。1998年6月12日の家族に関する会議では政府の重要目標が掲げられた。つまり、

(ア) 最適再配分を保証するため、とりわけ家族手当の普遍化を図りながら、より公平な家族政策を施行する。この政策は、家族除数によりもたらされる税制上の優遇措置の縮小と低所得層の家族への手当て支給改善を図る。

(イ) 職業生活と家庭生活を両立させながら、住宅取得を促し、家族の日常生活を援助する。このため、融資に関する法律プロジェクトは、住宅援助の引き上げと保育所への融資援助を計画している。

(ウ) 家族政策の総合性を優先させる。つまり、家族問題は公的政策全体の中で検討されることが必要である。(住宅、交通、教育、労働、雇用、等)このため、政府は家族政策について公的権力の施行を指導し整合性を図る、家族に関する省間代表団を設置する。

このように、幼児に関する政策選択は直接政府の責任にある。政策は、同様に施行者により決定される優先性を示している。全体が家族政策と社会保障を形成する。一方では、設定された施策の適用のため、国は当

事者代表機関である家族手当金庫CAFの役割を重視している。

2) 全国家族金庫(CNAF)による各種手当て

親たちには数多くの手当てが直接支払われているが、その規則は多様かつ複雑である。それらは二つのタイプに分けることができる。所得制限なしに支払われている手当てと、所得制限付きの手当てである。

所得制限のない手当て

- ・家族手当：二人以上の子どもを扶養している世帯に、子どもが誕生してから20歳になるまでずっと支払われる(子どもが2人なら644フラン、3人なら1470フラン、それ以降は一人当たり826フラン)。10歳から15歳の子どもには割り増しがある。
- ・保育ママ利用手当てと家庭保育手当て(AGED)は社会保障の保険金の負担額に対応する。後者(最高で三ヶ月6000フラン)は共働きの場合(片親の場合はその人が働いている場合)のみ支給される。
- ・育児手当：第三子から両親のいずれかに支給される(誕生から満3歳まで)。それ以前の10年間のうち2年以上働いたことがあり、現在働いていないこと。

その他に扶養定期金の補填援助や住宅整備貸付金などをここに加えることができる。

所得制限がある手当て(全体で、三人以上子どもがいる世帯(全体の1/5の世帯)が給付金の約半分を、また乳幼児(3歳未満)のいる世帯が40%を受け取っている)

- ・新生児手当：月額925フラン。妊娠5ヶ月から誕生後3ヶ月までは全員に、それ以後は収入によっては3歳まで支給される。
- ・新学期手当：6歳から12歳までの子どもに支給される。

- ・家族補助：三歳以上の子どもが3人以上いる世帯が対象。
- ・片親手当
- ・家族支援手当
- ・住宅手当

手当と平行して税制上の優遇措置があるが、これを受けられるのは税金を支払っている世帯に限られる。よく知られているのが家族指数で（子どもは一人あたり 0.5 ポイント、3人目から 1 ポイントに数えられる）

全国家族手当公庫による手当

社会保障の枠組みの中にあって、全国家族手当公庫は、家庭生活がより円滑に営まれるようにすることを使命として実践を行っている。家族に直接財政援助（特に家族手当と住宅手当）を行う一方で、幼児保育サービスのような様々なサービスに出資している。全国家族手当公庫は、総額 2500 億フランの手当てを 900 万人以上の受給者に支給しており、また各地方の実情に応じた補完的な社会福祉活動政策を展開している。

全国家族手当金庫 CNAF は国の監督下であり、当事者団体が運営にあたる。理事会は、労働者団体、雇用者団体、自営業者団体、家族運動団体等 28 人のメンバーから構成される。この機関は国の家族サービス施行手段の一つであり、基本的に 2 つの事項を受け持つ。一つは合法的手当ての支給と 2 つ目は社会福祉事業である。

これら事業を実際に受け持つのは、CAF 家族手当金庫という、全国に 115 ある地方レベルの機関（ほぼ県単位）である。

保育関連手当ては表 4 のとおりである。

3) 国と地方の役割分担

1982 年の地方分権法に従い、相当数地方への権限委譲が行われた。幼児施策もその一つに漏れず、以降は県が所管することになった。

現在フランスの幼児施策部門は、国が全国的な政策決定、県が総合所管、市町村（コミューン）が実際に運営するという、3 者間の役割が分かれている。その役割分担の概観図は図 1 のとおり。

表1 1946年～1996年の乳幼児人口の推移

1月1日現在人口	1946年	1968年	1981年	1996年
0歳	604,725	826,345	793,566	718,767
1歳	572,107	847,106	749,366	694,879
2歳	571,065	851,271	728,346	699,210
3歳	526,706	864,915	735,046	732,029
4歳	475,346	856,428	709,916	749,929
5歳	503,151	829,833	733,338	756,448
0～5歳合計	3,252,100	5,075,898	4,449,578	4,351,262
全人口に占める比率	8.1%	10.2%	8.2%	7.5%

資料：INSEE

表2 出生数（単位：万人）

年	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997*	1998*
出生数	762.4	759.1	743.7	711.6	711	729.6	734.3	726.3	740.3

* 1997年と1998年の数値は暫定値。

資料：INSEE「身分証書統計と『市』へのアンケート」

出所：INSEE、“France, portrait social” 1999年

表3 子どもの年齢及び人数別、カップルで生活する母親の就業率（1990年）

単位：%

子どもの年齢 子どもの数	3歳未満	3～5歳	6歳未満計	6～17歳
1人	81.1	84.0	82.0	72.8
2人	71.0	76.5	73.4	73.1
3人以上	34.3	47.4	39.5	52.0
全体	65.1	70.1	67.0	70.0

資料：INSEE「人口調査」1990年、20分の1調査。p49

出所：INSEE、“Les enfants de moins de 6 ans” 1992年

表 4 保育関連手当と助成金（1999 年）

保育サービス利用についての手当て

手当名	目的	対象家族	金額
サービス助成金（1970 年創設）	CAF 事業の中心柱。施設の運営費の一部を負担する。	総合制度の対象家族への間接的な援助。助成金は直接施設へ払われる。	1994 年現在。 家庭内保育所：1 日当たり 70.15 フラン。 集団保育所：1 日当たり 64.88 フラン。 一時保育所：1 時間当たり 3.54 フラン。
認定保育ママ雇用家族補助金（1992 年創設）	保育ママ雇用のための被用者及び雇用主負担社会保険料の負担。	6 歳未満の子どもを保育ママに託す家族全て。	1999 年現在。 3 歳未満：月 826 フラン 6 歳未満：月 423 フラン
子ども自宅預かり手当て（1987 年創設）	一人でも子どもを自宅でみてもらうために雇う、ベビーシッターの雇用に関する社会保険料負担代償。雇用主にとっては税金控除対象。	6 歳未満の子どもを持ち、最低限就業が証明できる家族。	1999 年現在。 常勤の場合は、四半期 9733 フランを上限、3～6 歳の子どもの場合には 3244 フランを上限とした、社会保険料、年金、失業年金の総額。 税金割引最高額は、4500 フランを限度とした託児にかかる支出費用の 50%。
保育費用税金控除	幼児託児費用控除	全家庭	1999 年現在。税金割引は実際の支出額の 25% 相当。子ども一人につき、15,000 フランを限度とする。

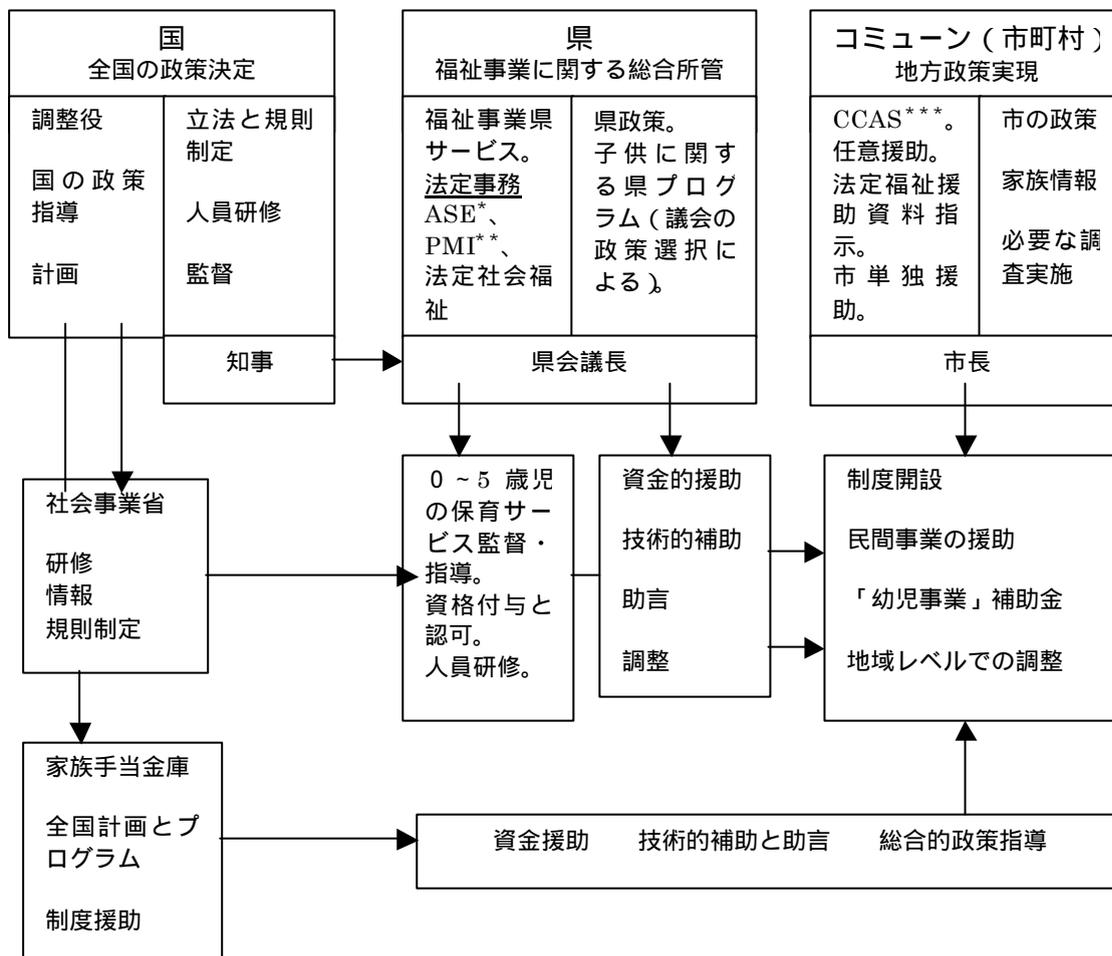
家族への直接手当

父母教育手当（1985 年創設）	育児のため一時的に就業を止めることを希望する親を支援する。	3 歳未満の子どもの誕生を機に退職する親。	1999 年現在。 フルタイムで止めた場合：月 3061 フラン。 パートタイムに変更した場合：就業時間が 5～8 割については月 1530 フラン、5 割未満については 2024 フラン。
幼児手当（1987 年創設）	一人の子どもの誕生にかかわる追加費用に対応する。	3 歳未満の子どもを一人でも持つ、所得が上限内の家族。	1999 年現在。 月 986 フラン。

資料：全国家族手当金庫

出所：Olivier DAVID “L'accueil de la petite enfance” p52, 1999 年

図1 幼児施策部門の役割分担



* ASE (L'aide sociale à l'enfance): 児童福祉事業

** PMI (Protection maternelle et infantile): 母子保護

*** CCAS (Centre communal d'action sociale): 市町村福祉事業センター

Olivier DAVID 作成

出所 : Olivier DAVID “ L'accueil de la petite enfance ” p58 , 1999 年

乳幼児保育社会的及び教育制度・施設

フランスにおいて0~5歳(就学前の幼児)の受け入れ施設を全国的にみると、その中心的存在は、まず小学校の準備段階とも言える教育施設、母親学校 Ecole Maternelle と言えよう。1998年現在250万人の児童が母親学校に通学している。年齢別の就学率でみると、2歳児では34.7%、3歳児で99.5%、4~5歳児では100%に達する。

この母親学校以外の保育サービスは、比較的多種用意されている。まず集団受け入れ施設としては、保育所 Crèche と一時保育所 Halte-garderie の2種類に分類される。

保育所は両親が就労している2ヶ月~3歳までの子どもを毎日預かる施設である。この保育所はさらに、伝統的集団保育所 Crèche collective traditionnelle、家庭保育所 Crèche familiale の2種類に分類され、その他に共同保育所 Crèche parentale とミニ保育所 Mini crèche の2種が併存する。

伝統的集団保育所は60人までの子どもを預かり、主に地方公共団体と家族金庫 CAF が運営主体となっている。家庭保育所は、市や家族金庫等が組織する、認定された保育ママ Assistante maternelle が少数の子どもをその居宅で保育するという制度である。共同保育所は親同士がアソシエーションを設立し運営する16人を定員とする小型の保育所である。

assistantes maternelles

家庭保母、保育ママ、代母者等と訳されている。職業としては保母、ベビーシッター、里親の場合に用いられる。1977年5月17日付け法律が制定されるまで、働きに合った権利と義務が認められていなかった。その隙間を埋めるのがこの法律であった。法律は代母者全体をカバーし、乳母は assistantes maternelles と呼ばれるように

なった。この法律は、代母者の雇用主(個人、民間機関、公的機関)が誰であれ、また児童の年齢・受託の方法がどうであれすべてに適用された。

この1977年の法律は乳母(nourriennes)や保育者(gardiennes)から assistantes maternelles へ名称を変更して代母者の地位を保全した。さらに法律は普通の家庭が預ける昼間保育を児童福祉の適用を受けた常時養育との間に特に区別を設けておらず、後者の場合、実方の扶養を欠く児童にとって全面的な親代わりとなる。そのため、児童相談所を通して措置される里親の場合もこの言葉を用いることが多い。

assistantes maternelles の定義及び概要は主に以下の四つにまとめられている。

- a. 代母者が活動を行うためには、民生部の認定が必要。これは従来6歳未満の児童を預かる場合に必要であった認可が拡大されたことである。物質的条件の他に児童に与えることができる教育的条件が重視される。認定は定期的に更新される。
- b. 代母者の研修・情報提供は定期的に母子保護サービス係行う。
- c. 児童の事故の場合も保障される。

労働法上の給与所得者と見なされ、労働法に定める特典のすべてを享受できる。

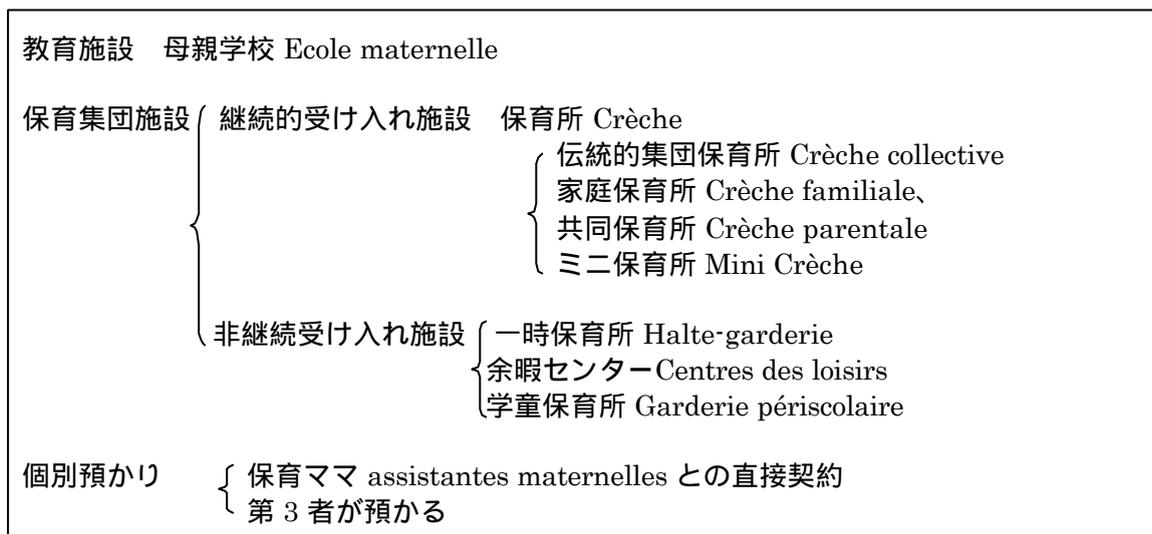
保育所が就労する親の子どもを保育するという施設であるのに対し、一時保育所 Halte-garderie はどちらかの親が就労していない0~6歳までの子どもを、週の数時間だけ預かるという、親の要求に比較的柔軟に応えた保育施設である。

Halte-garderie の他にも、主に学校時間外(開校前、放課後、水曜日、長期休暇中)に預けることのできる施設として、余暇センター Centres des loisirs と学童保育所 Garderie périscolaire があげられる。

以上が一般的に利用されている集団保育施設であるが、この他、両親の保育能力に問題があり昼夜の保育を要する特別な施設、乳児院 Pouponnière と、教育施設とは異なる幼稚園 Jardin d'enfants が、少数の受け入れ施設

として存在する。

このほか、施設の利用とは別に、各家庭が個別に子どもの保育を依頼する方法として2種類、保育ママと親が直接雇用契約を結ぶケースと、全くの第3者が預かるケースがある。



1. 根拠法律

保育サービス関連制度の制定法源は、公衆衛生法 (Le Code de la santé publique) と家族社会福祉法 (Le Code de la famille et de l'Aide sociale) の2つ。この2つの法典に基づいて、各種制度を施行させる命令 (デクレ Décret、アレテ Arrêté) が存在する。各制度の施行のための命令は以下のとおりである。

- 1) 保育所 Crèche
 - 1974年1月15日デクレ第74-58号
 - 1975年11月5日アレテ (1979年8月23日アレテにより改正)
 - 1974年1月28日アレテ (1976年4月5日アレテにより改正)
- 2) 家庭保育室 Crèche familiale (保育ママ Assistante - maternelle agréée による)
 - 1971年10月22日アレテ
- 3) 一時保育所 Halte-garderie

- 1979年2月26日アレテ
- 4) ミニ保育所 Mini Crèche
- 5) 医療外の特別なケアを要する乳幼児向け乳児院 Pouponnière
 - 1956年3月9日デクレ第56-284号 (1976年1月27日デクレ第76-92号により改正)
 - 1977年6月28日デクレ第77-718号
 - 1974年1月15日デクレ第74-58号
 - 1974年1月28日アレテ (1976年4月5日アレテにより改正)
- 6) 幼稚園 Garderies, Jardins d'enfants
 - 1952年8月12日デクレ第52-968号
 - 1982年8月12日アレテ (1985年4月3日アレテにより改正)

(2) 就学前学校施設 Ecole maternelle
 教育制度の制定法源は1975年7月11日法。

1977年8月2日法

(3) 学童保育施設 Centre de loisirs et les garderies périscolaires

2. 所管省庁

保育関連制度については社会事業(Ministère des affaires sociales)が担当する。就学前教育については公教育省(Ministère de l'Education nationale)、学童保育については青少年スポーツ省(Ministère de la Jeunesse et des Sports)が担当しており、就学前の子どもを中心に関わる中央省庁は複数存在する。

3. 乳幼児託児制度と施設の種類

(1) 保育サービス

1) 保育所 Crèche

<目的>

保育所は、両親が就労する3歳未満の健康な子どもを、日中継続して預かる施設と定義されている。この保育所 Crèche は大きく2種類の形態、つまり集団保育所と家庭保育所に分けられている。しかし、この2種類のほか、親が運営する共同保育所と小規模施設、ミニ保育所も並存するので、保育所の一形態としてここでは列挙する。

<保育の対象・年齢>

2ヶ月～満3歳。原則として保育所は、母親が就業しているあるいは職業養成過程にある子どもを預かる。ただし、失業中のケースなど、より柔軟に入所許可条件を保育所の内部規定で定めることができる。

入所の決定は保育所に申請し、自治体が行うという流れが基本となっているが、特別行政区を有する3都市(パリ、リヨン、

マルセーユ市)については、PLM法が適用され保育所のレベルである程度の入所決定を行う権限を持つ仕組みになった。

入所基準は基本的に先着順で決定されるが、申請の要件は「共働きであること」、「失業中、求職中であること」のいずれかであり、就労の形態はパートタイムであってもかまわない。しかし、最も重視されるのは、保育所利用の「必要性」をいかにアピールしているか、利用が切迫しているかを証明することであり、そのために申請後も何度も電話をかけるなどの働きかけを施設に対して行うことが評価されている。

集団保育所

これは文字通り60人までを定員とする集団預かりの施設である。多くは commune(市町村)または家族手当金庫が運営主体で、ある程度の規模をもった市であれば、バランスのとれた施設配置がなされている。

<職員の種類と配置基準>

- ・施設所長は保育士 Puéricultrice であること。職員は、保育士 Puéricultrice、保育助手 Auxiliaire de puéricultrice、幼児教育指導員 Educatrice de jeunes enfants の資格をもつ者。
- ・職員の少なくとも半数は保育士助手 auxiliaire de puériculture の免許を取得していること。
- ・定員が40人以上の施設では、乳幼児教育指導員 Educateur de jeunes enfants の国家免状を取得した職員が最低一人はいなければならない。
- ・子どもの監視、ケア、教育にあたる職員数は、歩行が不可能な子ども5人につき1人、歩行可能な子ども8人につき1人とする。
- ・施設長は看護婦か助産婦の免許取得者で

あることを基本とし、その上で幼児教育・保育に関する教育を受けたものでなければならない。

< 運営基準と指針 >

- ・運営基準と指針については、デクレおよびアレテの内容がガイドラインとなっている。
- ・施設設置にあたっては DISS(Direction générale et interdépartementale de la santé et de la solidarité)地域および広域地域医療・連帯局の認可を要する。
- ・開設は、県会 Conseil général の議長の許可にしたがって認可される。
- ・公立、私立に関わらず、施設の機能は全く同じである。施設は県レベルの PMI 母子保護の監視下に置かれる。
- ・施設の運営にあっているのは、多くの場合市町村、家族手当金庫、県であり、まれに協会 association のケースもある。

< 開所時間 >

- ・開所時間は、保育所の内部規則で規定される。一般的には 6 時半から 18 時半または 19 時。各子どもの登園、退園時間は、親の同意の元に所長が定める。

< 医療的監視について >

- ・施設には小児科医一人が嘱託として勤務する。医師は、定期検診、特に家族が望むなら母子手帳に記載されている診断、義務となっている予防接種を行う。しかし子どものかかりつけ医に後者 2 つの医療処置を依頼できる。
- ・子どもが保育所に到着した時点で具合が良くないときは、付き添い者に引き取らせるあるいは、個別の部屋で預かることとなる。

< 公的補助・助成の状況 >

- ・原価は地域や市町村によりかなり異なる。運営経費は、家族手当金庫、多くの場合は市町村、時には県が負担する。
- ・利用する家族の負担金は、月で 20 日分、年で 11 ヶ月分をベースとした所得額に応じて算出される。(翻訳資料 2 料金表参照)

< 利用申し込み >

- ・地区内の保育所リストは、市役所または PMI 県事務所に用意されている。利用申し込みは、一般的に保育所長あてに直接行われる。ニーズは非常に高いが定員数が十分でないため、妊娠初期から早速、できるだけ早い時期から申し込み手続きを行うことが妥当とされている。出産後は、出生証明書と身分証明証書を用意し、利用申込の確認を所長にあてに行う。
- ・入所許可には、保育所の医師による診断を要する。医師の診断結果は、実質的に子どもの面倒をみる職員に渡される。

< 保護者の参加の仕組み、不服申し立て >

- ・保護者会が存在する。不服がある場合は、市の家庭・乳幼児局に申し立てることができる。

< 受け入れ方法、情報提供について >

- ・家族はしばしば多くの人や、行政機関(母子保護機関、ソーシャルワーカー、保育所長、市役所)に様々な手続きをすることを余儀なくされる。一方、不適切な選択をして、問題に直面することもある。後になって、保育方法の変更を何度もしなければならなくなり幼児に非常に有害である。故に情報の徹底周知に留意するのは保育所の責務である。

・活動の留意点

- ニーズについて詳細でかつ最新の知識を持つ；それにより家族をよりよく指導することができる。家族が必要としている本当の情報を提供し、最終的には家族の自由な選択にまかせられるようにする。
- 子どもの受け入れ方法(利用保育形態)がたびたび変わらないように安定性をもたせる。特に3歳未満の乳幼児には不可欠である。

・保育手段の提供に関して

県内の関係所属機関は通常、受け入れ能力、開所日と時間を明確にした集団保育施設のリスト、認可されている家庭保育母のリストを持っている。これらの情報は行政区域、存在する場合は集団についても作成されることが望ましい。1979年12月20日の通達で指示したように、家庭保育母のファイルは行政区域ごとに分割して作成されなければならない。

また、以下の一覧表も作成されることが望ましい；

- 母親学校と幼児学級の開設場所、受け入れる子どもの最低年齢、母親学校の年齢別クラスごとの子どもの数を明記、学区の検査官が当該情報を所有する。
- 学童保育所=夜、水曜日、短期間の休暇期間の学童保育を行い、学校群内あるいは児童が使用する市町村所属の建物内に設置される。
- 宿泊施設のない余暇センター(情報は県の余暇課、青少年、スポーツ課で入手、申告の必要のない小規模センターに関する情報は市町村役場で入手)

家庭保育所 Crèche familiale

保育所の第2の形態は「家庭保育所」と命名されているが、具体的には認定された保育ママ Assistante – maternelle agréée を組織化し、保育ママがそれぞれ数名の子どもをその居宅で預かるという制度を指す。少人数の家庭的雰囲気の中で保育されるので、家庭保育所は大規模な施設を敬遠する親により好まれている。

この家庭的保育所は、基本的に施設での集団保育所利用がなじまないニーズを持つ子ども、また保育所利用ができない待機の場合に適用される手段として位置づけられており、施設によって家庭的保育所の枠人数が決まっている。この配分は自治体の資源状況によって異なる。

施設は、一般住宅とはいえ、複数の子どもを預かり、ゲームや昼寝等のカリキュラムを用意することから、集団的性格をもつ制度として認識されている。

運営者は集団保育所とほぼ同じだが、経費は格段に低く1997年の1日当たり子ども一人当たり原価は227フランである。(集団保育所は335フラン)

< 職員の種類と配置基準 >

- ・ 保育ママの年齢制限は18歳以上65歳以下。運営主体の給与受給者であり、保育ママの数が40人を超える場合は、保育士と副所長の監督下に置かれる。副所長は助産婦、保育士、看護婦、乳幼児教育指導員のいずれかの国家免許を持つ者であること。

< 運営基準と指針 >

- ・ 運営主体は、地方公共団体あるいは私的団体(家族手当金庫、協会他)であり、これらが認定された保育ママを組織化する。
- ・ 開設は、県会 Conseil général の議長の許可にしたがって認可される。
 - ・ 公立、私立に関わらず、施設の機能は全く同じである。施設は県レベルの PMI 母子保護の監視下に置かれる。
 - ・ 保育ママは託児をその自宅で行い、技術的支援を受けるものである。
 - ・ 子ども達は定期的に、生活・衛生環境、身体的および心理情緒的発育について、運営団体の職員により見守られる。
 - ・ 医師は通常月に一度訪問する。

< 公的補助・助成の状況 >

- ・ 運営経費は、家族手当金庫、多くの場合は市町村、時には県が負担する。利用者の自己負担は所得に応じて算出される。保育ママは、家庭保育所の制度内にある場合は、利用者から直接報酬を受けるのではなく、家庭保育所の運営団体から給料が支払われる。

< 利用申し込み >

集団保育所と同じ。

ミニ保育所 Mini crèche

集団保育所と同じ基準で運営される。違いは、規模が小さいことで 12~15 人を定員とする。施設は、タイプ F5 または F6 (台所と浴室以外 5 あるいは 6 室ある住宅)の集団住宅または一戸建て住宅内に設けられる。

共同保育所 Crèche parentale
親同士が集まり非営利の協会 (association à but non lucratif) を形成し保育所を設置・運営する形態を指す。

両親自身も保育活動に参加するが、技術的な責任者として有資格者 (保育士、乳幼児指導教育員等) の勤務が義務付けられている。

共同保育所は、開設は、県会 Conseil général の議長の認可を受け、施設は県レベルの PMI 母子保護の監視下に置かれる。

施設の運営条件は内部規則で定義される。受け入れ活動への親の参加は、親の時間的余裕、保育所の開所時間、フルタイム職員の数に応じて、自由に行われる。施設は安全基準を尊重し、子どもの福祉を優先させなければならない。運営条件は市町村による裁量を受け入れることも可能である。

運営経費は家族手当金庫、時には地方公共団体が負担する。親が負担する利用価格表の作成は簡単ではない。多くの場合は親の所得に応じた料金を設定する。実際には、協会の運営はバランスのとれた資金繰りに任せられる。

共同保育所の認可 (資金援助) は、県の認可を受けると家族手当公庫から補助を受けることができる。家族手当公庫との話し合いの結果、現在ある種の家庭ニーズに对应していると考えられる共同保育所を一時的に規定し、認可する。以下の規定に従う場合は、そのサービスを「共同保育所」と称することができるとし、条件が整っていると県が判断した場合、認可を行う。

{ 共同保育所 認可の条件 }

1. 親は個人的に協会の規約あるいは内規に明確にされた方式に従って、子どもの監視に参加することを約束
2. 受け入れる子どもの数は 16 人以内とし、同時に入所する子どもの年齢を明確にする必要がある。
3. 建物は安全規則に適合するものでなければならない。当該建物が子どもの監視が容易な構造であり、生活の様々な時間に適しているかどうか（休息、食事、トイレ、遊びなど）を確認する。
4. 有資格技術責任者が子どものもとに常任していなければならない。
 - 責任者は不可欠な衛生規則（建物の清潔、禁煙、食事の栄養バランス、睡眠など）、これらの責任を明確にした内部規則が適用されているかどうか注意を払うこと。
 - 責任者には医療補助職職員（乳幼児専門保育者、助産婦、看護婦、看護師）あるいは幼児教育指導員、専門教育指導員がなり、該当者がいない場合、責任者職は乳幼児専門保育者助手、家族補助員或いは経験を積んだ保育ママに任せられる。
 - 共同保育所に交付される認可には技術責任者の承認が記載されるので、当該資格者の交替の場合は認可は書き換えられなければならない。
5. 共同保育所は少なくとも 2 名の大人が常時子どもの側にいるように組織されなければならない。
6. 場合によっては親による保育方法は二つの認可を得ることができる。3 歳未満の子どもを対象とし、少なくとも半日間続けて保育する共同保育所、もう一つは定期的ではなく、短時間保育する一時託児所である。

2) 一時保育所 Halte-garderie

一時保育所は、保育所とは異なり、0～6 歳までの幼児を非継続的に受け入れる施設である。

フランス語の Halte とは「停留所」、Garderie は「託児所」を意味する。実際の利用傾向をみると、一つには「就業していない」母親の通院や緊急な用事、買い物、文化センターでの活動の間に一時的に子どもを預けることのできる Halte「停留所」としての機能、一方で母親学校のない水曜日、土曜午後、学校休暇期間、補足的に子どもを預ける Garderie「託児所」としての機能の、2つを受け持っている。

運営主体は、45%が市町村、41%は協会と企業委員会である。

< 目的 >

一時保育所は、6 歳未満の子どもを限られた時間、不定期に受け入れる施設と定義されている。

< 職員の種類と配置基準 >

所長は次のいずれかの資格を有する者。保育士、乳幼児指導教育員の国家免状を持つ者、厚生省認可のキンダーガーデン研修センター発行の免許所有者、あるいは当該免許は有さなくても、キンダーガーデンの指導員団体に所属する次の有資格職員（助産婦、看護婦国家免許、福祉サービスアシスタント免許）

【職員配置基準】

子ども 20 人に対し職員 4 人 5:1
子ども 15 人に対し職員 3 人 5:1
子ども 12 人に対し職員 2 人 6:1

< 運営基準と指針 >

一時保育所の開設は、県会 Conseil général の議長の認可を受ける。施設は県レベルの PMI 母子保護の監視下に置かれる。

施設は、子どもを監視しやすいように安全基準と設備基準に沿ったものである。

また施設は、適度な照明、換気、暖房がなされ、子どもと職員の必要にあったように建設されなければならない。さらに、休憩、洗面トイレ、遊戯に適したものであること。必要に応じて、親が用意した食事の保存と温め直しができるようにしなければならない。

< 開所時間 >

施設によって異なる。(ケーススタディ参照)

< 公的補助・助成の状況 >

家族手当金庫、市町村、県、その他。

< 利用申し込み >

直接施設に申し込む。予約も可能。通常週 2 日まで(あるいは 4 半日まで)。

3) 乳児院 Pouponnière

乳児院 Pouponnière は、家族によるあるいは家庭的な環境での養育が難しい、3 歳未満の乳幼児を昼夜預かる施設をさす。この施設は、特別な医療ケアを必要としない子ども向けの「福祉的乳児院」と医療ケアを要する「医療的乳児院」の、2 つのカテゴリーに分けられる。

4) 幼稚園 Gardedries, Jardins

d'enfants

3~6 歳の幼児を日中預かる施設。保育内容は、遊戯による心身能力の育成を図ることを目的としている。可能であれば 2 歳児も受け入れる。

幼稚園(キンダーガーデン、Jardins d'enfants)は、医療担当省の所管であるが、その目的、教育手法においては、公教育省所管の母親学校と全く変わらない。両者の大きな違いは、子どもの教育にあたる人員の資格で、幼稚園は乳幼児指導教育員、母親学校は小学校教員である。

(2) 教育施設: Ecole maternelle

Ecole maternelle、日本語で「幼稚園」あるいは、直訳で「母親学校」と訳されているが、これは教育省が所管する教育施設である。(本稿では社会事業省所管の Garderie, Jardin denfants と区別するため「母親学校」に統一する。)

フランスの義務教育は、6 歳から初等教育 l'enseignement élémentaire が始まるが、6 歳未満の幼児を対象とした就学前教育 l'enseignement pré-élémentaire が制度化されている。Ecole maternelle 母親学校は、この就学前教育の学校施設で、2 歳から入学が許可される。他の教育制度の原則と同じく、無料で受けることができるものである。

< 歴史的経緯 >

アメデ・テヴネの「今日の福祉事業」によると、母親学校は、19 世紀からの歴史をもち、今日の形にいたるまで、様々な変化をみた。

原型は 19 世紀初期、工場で働く母親が、就業中に子どもを預けて安心して働けるために設けられた保育室 (Salle d'asile) にみられる。1837 年 12 月 22 日法では「慈善施設」として位置付けられた。1887 年時点では、「両性の子どもが身体的、道徳的、知的発達に必要なケアを共通に受けることができる初期教育の施設」として制度化されている。1908 年 3 月 16 日通達では、母親学校は「路上で危険にさらされている子どもを救済するための避難所」と認識されている。また、1975 年 7 月 11 日法では、母親学校は「性格を形成し、ハンディキャップを見つけ出し、不公平を埋め合わせる」とされた。そして、1977 年 8 月 2 日の母親学校教育指針の文書では、「心理的発達 (感情・認識動因) の様々な形態が相互作用する総合体である」子どもの「発達の力学」の価値を重視している。

母親学校は 1970 年代、早期教育への関心が普及すると同時に急速にその数を増していった。特に都市部では、女性の就業率の高まりがさらに母親学校への関心を強めた。これに対し、より年少の子ども (2 歳児) については、すでに存在する保育サービスとの関連から、すぐに受け入れることには政治的抵抗があった。しかしながら、家族にとっては費用のかからないサービスであり、特に低所得層の家族には、子どもの社会化を促すもっとも適当な手段でもある。このことから、教育問題が優先課題になっている地区では、2 歳児の受け入れは支持された。今日子どもの数が減ってきてい

るので、充足度については徐々に改善されてきている。

< 対象の子ども >

2 歳から 6 歳の子ども。

子どもの年齢に従って以下の 3 つの学年に分けられる。

年少組：2 - 4 歳

年中組：4 - 5 歳

年長組：5 - 6 歳

年長組は小学校への掛け渡しの機能も果たし、簡単な読み書き、計算などを教え始める。

< 目的 >

幼児のあらゆる分野における能力を発達させるため、母親学校は 2 つの基本的目的を掲げている。一つは、他者とコミュニケーションを取り生活することを学ぶながら、子どもの社会化を促すことと、感覚、運動、知的能力を発達させながら、知識を与えることである。

また、母親学校は問題とハンディキャップの発見と予防を行う場でもある。

< 職員の種類と配置基準 >

校長。

小 学 校 教 員 instituteur, professeur des écoles.

ASEM 母親学校専門助手 (Agent spécialisé de l'école maternelle): 受け入れ、衛生作業、教材準備の面での補助を受ける。

用務員：清掃、施設の管理、給食室のサービス、等。

基本的な時間以外は、教員の仕事ではないとして、食事や時間外の保育に関しては、地方自治体の保育担

当職員（保母）が担当する。

< 運営基準と指針 >

国と地方公共団体との役割分担は以下のとおり。

A. 国および教育省の役割：教育制度全体の設定

- 週当たり開校時間の設定（児童にとっては 26 時間）
- 一日当たり教育時間の設定（上限 6 時間）
- 児童の受け入れの体制、登録、許可条件設定（始業 10 分前に受け入れ、学校年度 9 月 1 日現在で満 2 歳から等々）
- 授業環境（最小面積、設備、衛生）
- 運営方法（職員会議など）
- 教員と校長の採用、研修
- 教育内容、習得能力、時間

B. 権限委譲された役職が協議する、国としての決定事項。

（県知事、大学区（académie）長、大学区視学、DSDEN 公的教育県局長、IEN 公的教育視学、校長、教員。それぞれのレベルで担当）

- 職員の任命、定職
- クラス当たりの平均児童数の設定
- 教育方針の方向付けとアカデミー、県、学校の政策決定
- 教育プロジェクトの作成と有効
- 最優先事業の決定と撤回についての学校の自主性を確保した上で、その評価、監督、監査

C. 市町村 Communes：市は施設の所有者であり、その建設、建て替え、拡張、大修理、設備、運営を確保する。

- 国への報告後、小学校、母親学校クラスの建設決定。
- 省が要求する学校施設、スポーツ設備（プール、体育館、運動場等）の管理、設置、保守。
- 児童の教材、授業に必要な備品購入、プールや屋外授業に出かけるための移動手手段確保。
- ASEM 母親学校専門助手の採用、研修、給料支払い、学校への配置。
- 小学校地区の設定と児童の割り振り、越境の許可。
- 市役所への児童登録
- 登校下校時間の設定。
- 授業の一環で教員を補助する外部講師の配置（例：音楽教師、コンピューター技師、語り部、芸術家など）

< 開所時間 >

学習時間は週 26 時間。

< 公的補助・助成の状況 >

教員雇用経費は国。学校施設の建設、管理は市。

4. 就学児童へのデイケア

就学児童（母親学校の子どもも含む）のデイケア制度としては、まず日常の学校時間以外に預かる制度として小学校内での延長預かり、学校の休みの日（水曜、土曜午後、長期学校休暇）に預ける施設として、余暇センターと一時保育所があげられる。

1) 学校時間外学童延長保育

学校時間は学校によって異なるが、一般的には午前は 8 時 45 分から 11 時 45 分、午後は 13 時半から 16 時半。この時間に子どもを送り迎えすることができない家族には、始業時間前、昼休み、放課後、各小学校で児童が残れる制度が用意されている。(フランスの小学校は、基本的に昼休みは自宅に戻って食事をとる。)

ナント市の公立小学校の例をとって、制度の内容を紹介する。ナント市の場合は、非営利協会 AAPEN (Association pour l'Action Périscolaire dans les Ecoles Publiques de Nantes) ナント公立小学校課外活動協会に、本制度の実施を委託している。昼休みと放課後の場合は、教員や ASEM 母親学校専門助手が、この活動を受け持つこともある。

AAPEN 協会の職員の一部には、学生アルバイト、ナント都市圏幼児余暇制度の指導員も含まれる。

他にも、各学校が地方教育協定の範囲内で、教育指導員助手や外部指導者を招いて昼と放課後に教育活動を実施することができる。

1) 早朝受け入れ制度

この制度はすべての学校に用意されているわけではない。

< 時間 >

学期内の 9 月の始業日を除くすべての月、火、木、金。
始業時間前 1 時間。

< 人員配置 >

AAPEN の職員が受け入れ。10 ~ 15 人の子どもにつき 1 人

< 内容 >

遊戯、休憩、朝食。

< 費用 >

所得に応じて利用者負担あり。

2) 昼休み受け入れ制度

すべての学校に用意されている。

< 時間 >

学期内のすべての月、火、木、金。
学校によって異なるが、一般的に 1 時間 45 分 ~ 2 時間。

< 人員配置 >

小学校の場合は、AAPEN の指導員および/あるいは教師。30 ~ 35 人の子どもにつき 1 人。
母親学校の場合は、ATSEM 母親学校専門助手。15 ~ 20 人の子どもについて 1 人。

< 内容 >

給食、休息、課外活動。

< 費用 >

所得に応じて利用者負担あり。

3) 放課後受け入れ制度

すべての学校に用意されている。

< 時間 >

学期内の年度始業日を除く、すべての月、火、木、金。
授業終了後 1 時間 15 分。

< 人員配置 >

母親学校：AAPEN の指導員あるいは教師。ATSEM 母親学校専門助手。15～17 人の子どもにつき 1 人。
 小学校：AAPEN 職員および / あるいは教師。(自習または課外活動)。教育指導員助手および / または外部講師(課外活動)。子ども 22 人について 1 人。

< 内容 >

母親学校：おもに遊戯活動。
 小学校：自習が基本。補足して教育的課外活動が、地方教育協定の範囲内で提供される。

< 費用 >

母親学校：所得に応じて利用者負担あり。
 小学校：無料。

2) 学校の休み期間預かり施設

余暇センター Centre de loisirs、
 一時保育所 Halte-garderie、

・ ケーススタディ

1. ナント市の保育状況

ナント市は、パリからみて南西に位置する、人口 27 万人を抱えるフランス第 6 位の都市。ナント市を中心にして、周辺の中小コミューンが配置し、人口約 54 万人のナント大都市圏を形成する。TGV で約 2 時間、首都からの交通の便も発達している。

フランスの一地方都市ナント市の保育状況は次のとおりである。

ナントの 0 - 3 歳児育児状況 () 内は 0-3 歳児人口

	フランス全体* (220 万人)	ナント市** (10,500 人)
集団保育所あるいは家族保育所での預かり (市立、非営利団体、県立、CAF、病院付属、他)	8.0%	17.5%
保育ママ	15.0%	19.0%
家庭が雇うベビーシッターがみる	3.0%	2.5%
APE 家族教育給付金を受給しながら、家庭内で家族が面倒を見る(母親、祖母、他の家族員)	26.0%	43.5%
APE 家族教育給付金を受給せず、家庭内で家族が面倒を見る(母親、祖母、他の家族員)	24.0%	
母親学校	15.0%	13.5%
その他(いわゆる間)	9.0%	4.0%
合計	100%	100%

* 1997 年全国家族手当金庫統計から

** 2000 年ナント市幼児家族局統計から

資料：ナント市

ナント市の 0 - 6 歳児、家族外保育状況

2000 年乳幼児人口（推計）

人口	270,000 人
3 歳未満	10,500 人
6 歳未満	20,200 人

（ 1 ） 2 ヶ月児～ 3 歳児の定形保育定員数 約 3,800 人（対 3 歳未満人口比：36%）

（ 1 保育所 + 2 保育ママ ）詳細は以下のとおり。

1) 保育施設受け入れ定員（ 2 ヶ月児～ 3 歳児 ）

		施設数	定員
集 団 保 育 所	市保育所	6	740
	緊急受け入れ施設	3	25
	地域病院センター保育所	1	60
	赤十字保育所	1	60
	CAFLA	1	25
共同保育所		26	630
合計（対 3 歳未満人口比：15%）		48	1540

2) 家庭内保育

	施設/保育ママ数	定員数
家庭保育所		260 人（対 3 歳未満人口比：2.5%）
ナント市家庭保育所	保育ママ 80 人、	定員 200 人
地域病院センター	1 ヶ所	定員 60 人
認定保育ママ	1300 人、	定員 2000 人（対 3 歳未満人口比：21.5%）
保育ママ自宅での保育定員数合計		2,260 人（対 3 歳未満人口比：21.5%）

（ 2 ） 一時的保育（ 2 ヶ月児～ 6 歳未満）

一時保育定員合計 1,145 人（一時保育施設合計 + 保育ママ）

	定員数
一時保育施設合計	545 人
市一時保育所 26 施設	500 人 (年延人数 6,500)
共同保育所およびキンダーガーデン内	30 人
CAFLA 家族手当金庫・子どもの家保育所	15 人
3～6 歳児受け入れ保育ママ	(推計) 600 人

（ 3 ） 教育施設

3 歳未満受け入れ母親学校 (公立または私立)	1,400 人 (2～3 歳児の 40%、0～3 歳児の 13.5%)
3～6 歳児の受け入れ	9,600 人 (3～6 歳児の 99%)

2 . Halte-garderie

フランスにおける一時保育所 Halte-garderie（当地では単に Halte アルトと呼ぶことが

多い)の具体的な姿を、サン・ブレヴァン・レ・パン市にある施設、ラ・ポム・ダピを例にとって紹介したい。

サン・ブレヴァン・レ・パン市は、フランス西部ロワール・アトランティック県大西洋岸に位置する人口 8,664 人(1999 年現在)の小さなコミューンである。海岸部は別荘が立ち並び、夏は海水浴客でにぎわうが、夏休みシーズンが終わると閑散とする。

サン・ブレヴァン・レ・パン市には、集団の保育施設としては、この一時保育所一ヶ所のみで、集団保育所(crèche)は存在しない。よって、働く親が子どもを預けたい場合は、保育ママを利用する。

一時保育所は、基本的にはどちらかの親が働いていない子どもを受け入れることになっているが、実際は、パートで働く母親が定期的に子どもを預けているケースも受け入れているのが現状である。

定員は 20 人。2000 年 2 月現在の登録家族数は 130 組、預け入れ子ども登録数は 180 人、職員数は 6 人である。

一時保育所は、非営利団体(1901 年法アソシエーション)によって運営されるが、一時保育所施設機能は、県衛生福祉援助局 DISS によって監督される。

運営資金の主なものは、親が支払う利用料、CAF(家族手当金庫)からの給付金、サン・ブレヴァン・レ・パン市からの補助金である。

施設は CAF からの指導により、定員に対する子どもの受け入れ率を 60%以上確保しなければならないとされている。これを 2 年間連続して下回る場合は、事業の見直しが必要となる。この受け入れ比率は、家族のサービス需要を引き起こす要因の変化により予測が難しい。また、緊急の利用を見越して、100%予約を受け付けることもできない。

CAF は様々な教室・講座を用意しているが、母親がこれらの教室に参加する時間に子どもを一時保育所に預けることができる。この場合家族の負担はなく、CAF が代わりに負担する。

表 主な財源(99 年決算報告から、()内は全体の比率)

家族が支払う利用料金	138,499.50	(25.3)
CAF 家族手当金庫給付金	91,896.05	(16.8)
MSA 農業社会共済組合	1,307.31	(0.2)
CAF 裁縫教室給付金	11,500.50	(2.1)
CCAS 社会事業諮問委員会	2974,50	(5.5)
市からの補助金	100,000	(18.2)

以下は、当一時保育所の内部規定の内容である。

(1) 運営主体

一時保育所ラ・ポム・ダピ(アピりんごの意)は、レ・プルボ協会によって運営される。

本協会は、一時保育所運営を目的として 1987 年 4 月に設立された、サン・ブレヴァン市に住所をもつ、1901 年法に基づく非営利団体(アソシエーション Association)。

子どもを預ける登録をする際、親は協会に加入し、規定に同意すること。

親は毎年行われる総会に活発に参加できる。保育所の運営状況は報告され、予算に関する知識を入手しながら、提案や意見を述べるができる。理事は総会の度に部分的に更新される。

現在の所、サン・ブレヴァン市のみが資金援助を行っているので、本市民の利用者は料金面でその恩恵を受ける。

(2) 一時保育所の機能

子どもの福祉と安全および事業職員の効率性のため、本保育所は、20 人を定員とする。

この定員数は、規定職員数に満たない時、削減されうる。

本保育所の受け入れ年齢は 6 歳を最高とする。必要に応じて、未就学の子どもを優先させる。

障害児の受け入れについては、職員チーム、母子保護の医師、協会の同意後、検討されうる。

適応期間について、施設訪問、初めは時間限定による預かり、1 回目は親が付き添う等、その方法は責任者と決定するが、子どもが施設に適応する期間を設定することが望ましい。

人員配置。一時保育所は、幼児教育指導員無しには開所することができない。

配置基準は以下の通り。

子ども 20 人に対し職員 4 人。

子ども 15 人に対し職員 3 人。

子ども 12 人に対し職員 2 人。

(3) 入所許可条件

登録時、両親は登録用紙に要求されている事項をすべて記入し、健康手帳と家族手当金庫の証明書を提示する。

子どもは、18 ヶ月までに DTP、集団施設に入る前に BCG の、法律に適した有効な予防接種を受けていること。(予防接種の禁忌の場合はその証明書)。

預かる子どもは、健康であることと、いかなる感染症の兆候がないことと。あらゆるアレルギーは事前に知らせること。

子どもの親、兄弟が感染病にかかった場合、就学禁止期間中は預かることができない。

虱を持った子どもは預かれない。

子どもには名前を明記したかばんを用意させ、中に、年齢に応じた着替え、おむつ、ナプキン、体洗いタオル、石鹸あるいは普段利用の洗身料、上履き、場合によっては好みのおもちゃを常備すること。

(4) 時間

開所時間は施設内に掲示されている。登録時に両親にも配布される。

1 日継続預かりの場合のみ、施設内で食事をとれる。

一時保育所は、祝日は閉所、また、理事会の決定の上、一部学校休暇の期間中は閉所する。

子どもの帰宅時間：両親あるいは認可された人が、規定による閉所時間前に子どもを迎えに来なければならない。

両親の署名による許可が必要な場合は、

登録用紙に記入された人以外の方が子どもの引き取りに来た場合。

子どもを預かる人が一時保育所に託児を希望する場合。

引き取り時間を過ぎた場合、子どもは保育所に残ることはできない。

両親あるいは認可された人が子どもを迎えに来ない場合、施設閉鎖後ある程度の時間を経た後、所長は子どもの受け入れに必要な手続きを取るため、憲兵へ通報する。

(5) 軽食

朝：10 時頃、無料の軽食が提供される (ビスケットと飲み物)

昼：1 日預かりの子どもは集団給食をとることができる (料金は施設内に掲示)。ただし、両親が弁当を用意することもできる。

午後：15 時半ごろ、集団のおやつが提供される。(料金は施設内に掲示) ただし、両親が用意することもできる。

(6) 予約

予約は、週のうち、一日継続預かり 2 日、あるいは半日預かり 4 回（食事無し）を限定として受け付けられる。

予約は 2 週間前から受け付ける。いかなるケースも長期間に渡る予約は受け付けられない。

子どもの来所・帰宅の予定時間を明示の上、登録することが望ましい。

欠席について：当日 9 時半までに予約の取り消しができる。この時間を過ぎた場合は、預かり時間として考慮される。

（ 7 ）病気と事故

病気や事故の場合は、所長が以下の者へ報告する。

家族あるいは子どもの保護者

家族指定の医師、不在の場合は他の医師

所長は非常時、すべての必要判断決定を取ることができる

いかなる医師も、施設職員により子どもの管理を任せられることはできない。

（ 8 ）両親の自己負担

家族負担は家族係数に従い算出される。

指定料金は施設内に掲示される。

一日預かり料金は定額料金である。

（ 9 ）保険

民事責任保険は、協会と職員をカバーする。

両親は自己の民事責任保険とその子どもの保険（他者および職員損害）に加入することが勧められる。

< 預かり日と時間（1999 年） >

数時間あるいは半日預かり：月、火、木、金、9 時～11 時半及び 13 時 15 分～18 時

一日預かり：月、火、木、金、9 時～18 時

< 料金 >

登録にあたってはまず、90 フラン(2000 年現在)の協会年会費を払わなければならない。

利用料金表

家族係数	3000 未満	3000～5000	5000 を超える
時間当たり料金			
サン・ブレヴァン市民	7 F	9 F	11F
その他市民	9 F	11F	13F
24 時間分前払い(0.5F 割引)			
サン・ブレヴァン市民	156F	204F	252F
その他市民	204F	252F	300F
一日料金(食事代*10F を含む)			
サン・ブレヴァン市民	60F	70F	80F
その他市民	70F	80F	90F

* 食事とおやつは希望すれば、親が用意することもできる。

30 分単位で、10 分超過したら支払い対象時間となる。

< 当地方にバカンスで来た家族が子どもを預ける場合 >

1 時間当たり一律 14 フラン(会費は徴収しない)

(翻訳資料 1) パリ市立保育所 (CRECHES COLLECTIVES) の設置に関する条例

子どもと健康の社会福祉活動局

CEDEX12 75570 パリ ラベ河岸通り 94-96

市立保育所条例

市立保育所は、その固有の施設に満三歳未満の体調の良い子ども達を預かり、その日中の保育を保証する。

.入所許可条件

- 1)入所許可は区長が行う。
- 2)入所が許可されるのは、両親がパリに居住している子どものみである。
ただし、この条件が適用されない例外がある。パリ市役所・区役所、パリ社会扶助事務所、A.G.O.S.P.A.P.、A.S.P.P.、生活保護、の職員の子ども、及び母親が警視庁（パレ通り9）の職員である子どもに関しては、これらの職員の子どものために設けられた保育所が、その子どもたちを受け入れられない場合、入所を許可される。
- 3)入所が許可されるのは、両親が共に働いている（パートタイムも含む）あるいは職業訓練を受けている、または学生である場合のみである。
しかし、両親の一方が求職中となった場合は、その子どもは3ヶ月間在籍を継続できる。この期限は、個別に状況の困難さを考慮した上で更新されることもある。また、このような状況の子どもは、同じく入所も許可される。
- 4)両親の一方が、肉体に重度の障害を負っている場合、または持続的な病を患っている場合、または長期の休暇中である場合、その子どもは入所を許可される。
- 5)入所許可を得るには、子どもは保育所の医師による健康診断を受けなくてはならない。
- 6)身体に障害のある子どもは、健康に関する書類を提出し、その書類に対する母子保護医療機関の主任医師の見解を得れば入所可能である。
- 7)満三歳になった子どもは、三歳の誕生日の次にくる学期の初めに、保育所を出なくてはならない。
- 8)以上の条件に例外を認める決定を下せるのは、区長のみである。母子保護医療機関の主任医師は、区長に医療の見地から例外を提案できる。

.財政措置

- 9)子どもの保育費用の両親負担額は、各家庭の子どもの数に基づき漸減する料金体系に従って、パリ市議会により審議・決定される。負担額は少なくとも年2回、所得の増減に応じて見直される。
- 10)各家庭の保育費用は、各月末に徴収する。支払方法としては、銀行小切手、郵便振替

のいずれかを選択できる。10日以内に支払われなかった金額は、徴収の名目で取り立ての対象となる。

11) 子どもを預けた日は、必ず丸一日分の費用がカウントされる。

子どもが年間180日未満しか保育所に来なかった場合、除名が通告され得る。

機能

12) 保育所は、土曜、日曜、祝日を除く毎日、8時から19時まで保育を行う。この時間帯は、所長の正当な要請に基づくものなら、最高1時間まで短縮できる。子どもは保育所の開始時刻から10時までに保育所に来なくてはならない。家族は子どもを15時から連れて帰ることができる。

13) 保育所の登録がなされると、保育所から両親に受領証が発行される。

入所許可の書類として必要なものは以下の通り。

- ・ 照会カード（入所願書）
- ・ 両親の所得証明（給与明細、または所得申告書）
- ・ 社会保障ナンバー
- ・ 両親の住居、及び職場の名称、住所、電話番号と、住所を証明するもの（例えば領収書など）
- ・ 戸籍カード、または有効期間中の正規滞在証の原本通りと認証された写し
- ・ 子どもの健康手帳（常時保育所に預けておく必要はない）、または予防接種の証明書
現行法で定められた予防接種は以下の通り
*法定予防接種：B.C.G.、3種混合（ジフテリア、破傷風、ポリオ）
*受けるのが望ましい予防接種：百日咳予防、はしか予防、禁忌徴候のある場合は、
両親は健康診断書を提出しなくてはならない。予防接種は、両親が署名した同意書に基づいて保育所の医師が、または家庭医が実施し得る。
- ・ 緊急の場合、子どもを病院へ搬送する同意書
- ・ 戸籍カード、または有効期間中の正規滞在証の原本通りと認証された写し

14) 子どもを迎えに来られるのは、その子どもを保育所に預けた人、または15歳以上で両親が書いた同意書と身分証を携帯した第三者だけである。

15) 迎えに適した人間が、保育所の閉所時間までに誰も現われなかった場合、所長はその責任において、最寄りの警察署に連絡した後、子どもを子ども社会援助施設に預けることができる。

16) 子どもは、両親の選択により、自分の衣服を着用することも、保育所から支給される衣服を着用することも、いずれも可能である。

17) 安全のため、アクセサリ、イヤリング、髪留めは禁止する。

18) 保育所に子どもを預けている親達は、合法的に届け出をして団体をつくり、ベビーカー置き場、または所長が指示する場所に貼り紙をして、その存在を知らしめ、親達に

通知を行うことが許可される。保育所内での集会、パンフレットの配布、資金集めは禁止する。

.特別な権限

- 19) 保育所長は、1975年11月5日の法令に従い、保育所の組織、管理全般の責任を負う。
- 20) 保育所長は、実際の日常の子どもの世話をする職員達と関係を築き、維持するものである。保育所長は、保育所職員の個人研修、または集合研修や、保健・福祉教育に参加する。
- 21) 朝、連れてこられた子どもが、普段と異なる症状を見せた場合、保育所長の判断で、子どもを連れ帰る、あるいは預かれる人間に、子どもを引き渡すことができる。子どもが健康診断をまだ受けていないにもかかわらず、保育所長がその子どもを預かると決めた場合、保育所長は、その子どもを隔離し、主治医または保育所の医師を呼び、医師の指示する措置を実施する。子どもが病気にかかっている場合、保育所の医師の見解を得てからでなければ、その子どもを保育所に預かることはできない。
- 22) 事故、または緊急事態の場合、子どもの入院が必要か否かにかかわらず、保育所長は緊急措置を講じ、出来る限りすみやかに両親に連絡せねばならない。
- 23) 家庭で起こった事故やトラブルは全て、保育所長に連絡されることが望ましい。
- 24) 保育所で子どもが事故にあった場合、保育所長は D.A.S.H.S. に対し、事故の状況を詳述した報告書と健康診断書を提出しなくてはならない。
- 25) 保育所長は職員と共に、子どもの両親の集会を開くことができる。そこで、様々なテーマを話し合うことができる。例えば、保育所での子どもの生活、子どもの精神運動の発達、健康の問題と予防接種、様々な職員の役割、保育所の改革、等々。
- 26) 各保育所は、医師の協力を得なくてはならない。
医師の任務は以下の通り。
 - ・ 入所許可の診療を行う。
 - ・ 全ての子どもを定期的に診察する。
 - ・ 子どもと職員の予防接種の状況を調べる。
 - ・ 保育所を訪問し、遊戯、食事、昼寝に立ちあい、衛生状況や生活条件をチェックする。
 - ・ 身体の障害を指摘する。
 - ・ 薬類や救急箱、主治医が処方した薬をチェックする。
 - ・ 職員からの情報に基づき、保育所内での事故を予防する。
- 27) 保育所の医師は、さらに、子ども達と接し、保育所長や職員といつでも話し合うことができ、また両親といつでも会うことができ、主治医や他の専門家達といつでも連携することができなくてはならない。

(翻訳資料 2) パリ市立保育所(CRECHE COLLECTIVE)保育料金に関する通達及び一覧

子どもと健康の社会福祉活動局
幼児局
保育所管理事務局
パリ、1999 年 12 月 8 日

ミニテル メッセージ
施設責任者宛て

件名：子ども 3 人のうち 2 人を保育所に預けている家庭の保育料体系

この通達は、公式保育料金表における「子ども 3 人のうち少なくとも 2 人が同時に保育所に通っている家庭の、2 人め、または 3 人めの子どもへの、料金 T4 の適用」の方式を明確にするものである。

保育所に通う一人めの子どもについては、T3 が適用される。

保育所に同時に通っている子どもの、1 人め、2 人め、あるいは 3 人めという数え方は、入所許可の順序を基準にするのであって、生年月日によるものではない。

料金は、次のように適用される。

- ・子ども 3 人のうち、2 人が同じ保育所に通う家庭の場合、1 人めの子どもの料金は T3、2 人めの子どもの料金は T4 となる。
- ・子ども 3 人のうち、3 人ともが同じ保育所に通う家庭の場合、1 人めの子どもの料金は T3、残りの 2 人の子どもの料金は T4 となる。

問い合わせは、保育所管理事務局まで。

幼児局次長
ヴァレリー・ド・ブラン

1999年9月1日から適用される料金体系
 パリ市の集団保育所、家庭保育所、幼稚園、幼稚園、一時的保育所において
 (1日、子ども1人あたりの料金<フラン>)

月収	子ども1人の家庭	子ども2人の家庭	子ども3人の家庭と特例*	子どもが少なくとも4人の家庭と特例**
0-4000F	11	8	6	5
4001-5000F	22	16	11	10
5001-6000F	33	24	16	15
6001-7000F	38	29	20	19
7001-8000F	44	34	25	24
8001-9000F	50	40	30	28
9001-10000F	57	48	36	31
10001-11000F	63	53	39	35
11001-12000F	69	58	43	38
12001-13000F	75	63	47	41
13001-14000F	81	68	51	45
14001-15000F	87	73	54	48
15001-16000F	93	78	58	51
16001-17000F	99	83	62	54
17001-18000F	105	88	66	58
18001-19000F	111	93	69	61
19001-20000F	117	98	73	64
20001-21000F	123	103	77	68
21001-22000F	129	108	81	71
22001-23000F	135	113	84	74
23001-24000F	141	118	88	78
24001-25000F	147	123	92	81
25001-26000F	153	128	96	84
26001-27000F	159	133	99	87
27001-28000F	165	138	103	91
28001-29000F	171	143	107	94
29001-30000F	177	148	111	97
30001-31000F	183	153	114	101
31001以上	189	158	118	104

*a)市立幼稚園の場合、子どもが4人より少ない全家庭に対し、この料金体系が適用される。

b)子ども2人が同時に保育所に通う家庭の2人めの子どもには、この料金が適用される。

**c)子ども3人のうち、2人が同時に保育所に通う家庭の2人めの子どもには、この料金が適用される。

d)子ども3人のうち、3人が同時に保育所に通う家庭の2人め、3人めの子どもには、この料金が適用される。

(翻訳資料 3) パリ市立一時的保育所 (HALTE-GARDERIE) 利用規程

- ・一時的保育所とは、子どもが遊びや活動を通して、次第に団体生活を学んでいく、一時的な受け入れ場所のことです。
- ・一時的保育所とは何よりも、喜びと発見の場所なのです。
開所時間は、8時30分～12時30分、13時30分～17時30分です。
子どもは、午前は10時まで、午後は15時までに連れて来るようにして下さい。
子どものお迎えは、11時30分～12時15分、16時30分～17時15分をお願いします。
お子さんを迎えに来られるのは、御両親の署名のある同意書を携帯した15歳以上の方に限られます。
お子さんが御両親から離れて過ごす数時間を楽しく過ごすためには、御両親がお子さんときちんとお別れする時間をもつことが肝心です。
- ・病気のお子さんや、体調の悪いおさんは、当然お預かりできません。お休みの場合は、できるだけ早く職員にお知らせ下さい。そうして頂ければ、お休みの席に他の家庭のお子さんをお預かりすることができるからです。
- ・半日単位で毎回、自由遊戯、指導の元での活動、集合の時間、おやつ時間が繰り返されます。
午前のおやつは当保育所で準備致します。午後のおやつは御両親がお持ち下さい。お菓子、乳製品、コンポート、哺乳瓶などを、お子さんの習慣に合わせてご準備下さい。
- ・保育所で脱ぎ着するお子さんの衣服やカバンには、お子さんの名前を記入して下さい。
カバンには、着替えの衣服(靴下やパンツを含む)、おしめ、午後のおやつを入れて下さい。
アクセサリーは、禁止されています。女の子の髪は、なるべく髪留めではなくゴムでまとめるようにして下さい。
- ・保育料は、時間あたりの料金と、お子さんをお預かりした時間数から計算されます。各月の明細書を、翌月の月初にお渡しします。毎月15日前に、国庫宛ての小切手でお支払い下さい。
- ・市立一時的保育所の規則は、入り口に掲示してあります。
- ・お子さんを毎日お預かりするのは、

シャントル・シャピトル教諭
ジョジアヌ・アンドレ保育助手
ロイド・マルジウ保育助手
ヴァレリー・クラミエ保育助手 です。

ジョジアヌは、総務部門の責任者でもあります。

以上の職員にご連絡されたい場合は、01-45-53-50-79 まで。

・ 保育所長マリー - クリスティヌ・ランテルニエと、副所長シルヴィー・ブリオンにご連絡されたい場合は、01-45-53-45-78 まで。